

令和元年度指定管理者監査結果報告に対する措置状況

【指定管理者に対する指摘事項】

対象団体名：特定非営利法人 寝屋川市民活動ネット・なかま

(寝屋川市立市民活動センター指定管理者)

所 管 課： 市民活動部 市民活動振興室

指 摘 事 項	措 置
<p>1 寝屋川市立市民活動センター条例施行規則（以下、「規則」という。）第2条及び第3条に規定する利用許可の申請及び利用許可書の交付等に関する手続について、規定の期日までに申請書が提出されていないものや利用許可書が交付されていないものが見受けられたため、規定に基づき適切に対応されたい。</p>	<p>施設の利用許可の申請及び利用許可書の交付等に関する手続については、事務手続のフローを作成するなど、漏れなく点検することで、確実に申請書の受理、利用許可書の交付を行ってまいります。</p> <p>なお、令和2年4月から利用する事務スペースの申請については、期日までに提出されいていることを確認しています。</p>
<p>2 寝屋川市立市民活動センター条例施行規則第6条に規定する有料施設の利用料金の納入について、指定管理者が定める期日が明確になっていなかったため、規定に基づき適切に対応されたい。</p>	<p>指定管理者が定める寝屋川市立市民活動センター利用規約において、利用料金の納入期日を明確に決めました。</p>